

我孫子市埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則

我孫子市埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則（平成27年規則第43号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
第8条 略 <u>（現場責任者及び施工責任者）</u>	第8条 略
<u>第8条の2 条例第11条第1項第3号に規定する現場責任者及び施工責任者は、現場事務所又は管理事務所を統括する者で、条例第9条第1項の許可を受けようとする者と直接かつ恒常的な雇用関係にあり、かつ、建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第1項に規定する主任技術者又は同条第2項に規定する監理技術者の資格を有するものとする。</u>	
<u>2 前項の規定は、第12条第2項及び第27条第2項に規定する現場責任者及び施工責任者について準用する。</u>	
（小規模埋立事業の許可の申請）	（小規模埋立事業の許可の申請）
第9条 略	第9条 略
2 条例第11条第1項の規則で定める書類及び図面は、次のとおりとする。	2 条例第11条第1項の規則で定める書類及び図面は、次のとおりとする。

(1)から(5)まで 略

(6) 現場責任者（施工責任者）選任
証書兼現場組織表（様式第13号）

(7) 現場責任者又は施工責任者に
係る主任技術者又は監理技術者
の資格を有することの公的証明
書の写し

(8) 条例第9条第1項の許可を受
けようとする者と現場責任者又
は施工責任者との雇用関係を証
明する次のいずれかの書類

ア 健康保険被保険者証の写し

イ 健康保険・厚生年金保険被保
険者標準報酬決定通知書の写
し

ウ 住民税特別徴収税額の通知
書又は変更通知書の写し

(9) 略

(10) 略

(11) 略

(12) 略

(13) 略

(14) 略

(15) 略

(16) 略

(17) 略

(18) 略

(1)から(5)まで 略

(6) 現場責任者（施工責任者）選任
証書兼現場組織表（様式第13号）

及び現場責任者又は施工責任者
が直接雇用関係にあることを証
明する公的書類の写し

(7) 略

(8) 略

(9) 略

(10) 略

(11) 略

(12) 略

(13) 略

(14) 略

(15) 略

(16) 略

(19) 略

(20) 略

(21) 略

(22) 略

(23) 略

(24) 略

(25) 略

3 及び 4 略

5 条例第11条第2項の規則で定める書類及び図面は、次のとおりとする。

(1) 第2項各号(第4号、**第9号**から**第14号**まで、**第23号**及び**第25号**を除く。)に掲げる書類及び図面

(2)から(6)まで 略

6 略

(小規模埋立事業の届出)

第12条 略

2 条例第11条の2の規則で定める書類及び図面は、次のとおりとする。

(1)から(6)まで 略

(7) 現場責任者又は施工責任者に係る主任技術者又は監理技術者の資格を有することの公的証明書の写し

(8) 条例第9条第2項の規定による届出をする者と現場責任者又は施工責任者との雇用関係を証

(17) 略

(18) 略

(19) 略

(20) 略

(21) 略

(22) 略

(23) 略

3 及び 4 略

5 条例第11条第2項の規則で定める書類及び図面は、次のとおりとする。

(1) 第2項各号(第4号、**第7号**から**第12号**まで、**第21号**及び**第23号**を除く。)に掲げる書類及び図面

(2)から(6)まで 略

6 略

(小規模埋立事業の届出)

第12条 略

2 条例第11条の2の規則で定める書類及び図面は、次のとおりとする。

(1)から(6)まで 略

明する次のいずれかの書類

ア 健康保険被保険者証の写し

イ 健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書の写し

ウ 住民税特別徴収税額の通知書又は変更通知書の写し

(9) 略

(10) 略

(11) 略

(12) 略

(譲受けの許可の申請)

第27条 略

2 条例第23条第2項の規則で定める書類は、次のとおりとする。

(1) 住民票の写し(条例第23条第2項の規定による申請をする者(以下「譲受者」という。))が法人の場合は、履歴事項全部証明書及び全役員の住民票の写し)

(2) 譲受者が未成年者である場合は、その法定代理人の住民票の写し

(3)及び(4) 略

(5) 現場責任者(施工責任者)選任証書兼現場組織表

(6) 現場責任者又は施工責任者に係る主任技術者又は監理技術者の資格を有することの公的証明

(7) 略

(8) 略

(9) 略

(10) 略

(譲受けの許可の申請)

第27条 略

2 条例第23条第2項の規則で定める書類は、次のとおりとする。

(1) 住民票の写し(条例第23条第2項の規定による申請をする者が法人の場合は、履歴事項全部証明書及び全役員の住民票の写し)

(2) 条例第23条第2項の規定による申請をする者が未成年者である場合は、その法定代理人の住民票の写し

(3)及び(4) 略

(5) 現場責任者又は施工責任者であることを証する書面

<p style="text-align: center;"><u>書の写し</u></p> <p>(7) <u>譲受者と現場責任者又は施工責任者との雇用関係を証明する次のいずれかの書類</u></p> <p>ア <u>健康保険被保険者証の写し</u></p> <p>イ <u>健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書の写し</u></p> <p>ウ <u>住民税特別徴収税額の通知書又は変更通知書の写し</u></p> <p>(8) 略</p> <p>3 略</p>	<p>(6) 略</p> <p>3 略</p>
--	-------------------------

様式第12号（その2）を次のように改める。

様式第12号(その2)(第9条関係)

次に掲げる書類のうち添付した書類について、該当する番号を○で囲むこと。
 (1及び2の書類については、申請日前6月以内にこれらの書類を提出し、その内容に変更がない場合は、省略することができる。)

添
付
書
類

- 1 申請者の住民票(本籍が記載されたものに限る。以下同じ。)の写し(申請者が法人の場合は、履歴事項全部証明書及び全役員の住民票の写し)
- 2 申請者が未成年者である場合は、その法定代理人の住民票の写し
- 3 小規模埋立事業場及び小規模埋立事業区域の位置図及び付近の見取図
- 4 小規模埋立事業区域の平面図及び断面図(小規模埋立事業の施工前後の構造が確認できるものに限る。)
- 5 小規模埋立事業区域の土地の登記事項証明書(全部事項証明書)及び公図の写し
- 6 現場責任者(施工責任者)選任証書兼現場組織表(様式第13号)
- 7 現場責任者又は施工責任者に係る主任技術者又は監理技術者の資格を有することの公的証明書の写し
- 8 小規模埋立事業を行おうとする者と現場責任者又は施工責任者との雇用関係を証明する次のいずれかの書類
 - (1) 健康保険被保険者証の写し
 - (2) 健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書の写し
 - (3) 住民税特別徴収税額の通知書又は変更通知書の写し
- 9 小規模埋立事業(土砂等の埋立事業)に使用される土砂等の搬入計画書(様式第14号)
- 10 小規模埋立事業に使用される土砂等の予定量の計算書(ほぐし土量換算)
- 11 土質試験等に基づく埋立て等の構造の安定計算を行った場合は、当該安定計算を記載した計算書
- 12 擁壁を用いる場合は、当該擁壁の断面図及び背面図
- 13 鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁を用いる場合は、当該擁壁の概要、構造計画、応力算定及び断面算定を記載した構造計算書
- 14 小規模埋立事業の施工の方法、工程及び施工に係る組織その他市長が指示する事項を記載した小規模埋立事業施工計画書
- 15 小規模埋立事業が規則別表第3に掲げる行為に該当する場合は、当該行為に該当することを証する書面
- 16 小規模埋立事業区域内の土地に申請者と異なる土地の所有者がある場合は、当該土地所有者の小規模埋立事業(土砂等の埋立事業)区域内土地使用同意書(様式第6号)又は小規模埋立事業(小規模一時堆積事業)区域内土地使用同意書(様式第7号)(当該土地の所有者又は管理者が公共的団体である場合は、当該公共的団体の発行する当該施工に関する承認書、同意書その他これに類する書類)
- 17 小規模埋立事業区域内の土地に申請者と異なる小規模埋立事業の施工の妨げとなる権利を有する者がある場合は、当該権利者の小規模埋立事業区域内施工同意書(様式第8号)
- 18 小規模埋立事業周辺関係者説明状況報告書(様式第15号)
- 19 条例第3条第2項の規定により説明をした際に周辺関係者と覚書、協定書等の締結を行った場合は、その写し
- 20 小規模埋立事業事前協議結果報告書(様式第16号)
- 21 第8条第2項の規定により協議をした際に協議担当課と覚書、協定書等の締結を行った場合は、その写し
- 22 現場事務所に代えて管理事務所を設置する場合は、現場事務所を設置しないこと理由書(様式第17号)
- 21 小規模埋立事業区域が文化財保護法第93条第1項に規定する周知の埋蔵文化財包蔵地に該当するかを我孫子市教育委員会に確認したことに対する回答書の写し
- 22 小規模埋立事業に関する土砂等の運搬が千葉県土砂運搬適正化対策要綱に規定する届出の対象となる場合は、土砂運搬協定書の写し又は届出済みの当該届出書の写し
- 23 その他 ()

様式第13号中

「注意事項

1 第二順位以下は施工事業者事務所、申請者、土地所有者を適宜記載すること。

2 現場責任者及び施工責任者が事業（提出）者と異なる場合は、事業（提出）者と雇用関係にあることを示す書類（社会保険証等）の写しを添付すること。 」を

「注意事項

第二順位以下は施工事業者事務所、申請者、土地所有者を適宜記載すること。 」に

改める。

様式第18号（その2）を次のように改める。

様式第18号(その2)(第9条関係)

添 付 書 類	<p>次に掲げる書類のうち添付した書類について、該当する番号を○で囲むこと。 (1及び2の書類については、申請日前6月以内にこれらの書類を提出し、その内容に変更がない場合は、省略することができる。)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 申請者の住民票の写し(申請者が法人の場合は、履歴事項全部証明書及び全役員の住民票の写し) 2 申請者が未成年者である場合は、その法定代理人の住民票の写し 3 小規模一時堆積事業に係る小規模埋立事業場及び小規模埋立事業区域の位置図及び付近の見取図 4 小規模一時堆積事業区域の土地の登記事項証明書(全部事項証明書)及び公図の写し 5 現場責任者(施工責任者)選任証書兼現場組織表(様式第13号) 6 現場責任者又は施工責任者に係る主任技術者又は監理技術者の資格を有することの公的証明書の写し 7 小規模埋立事業を行おうとする者と現場責任者又は施工責任者との雇用関係を証明する次のいずれかの書類 <ol style="list-style-type: none"> (1) 健康保険被保険者証の写し (2) 健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書の写し (3) 住民税特別徴収税額の通知書又は変更通知書の写し 8 小規模一時堆積事業が規則別表第3に掲げる行為に該当する場合は、当該行為に該当することを証する書面 9 小規模一時堆積事業区域内の土地に申請者と異なる土地所有者がある場合は、当該土地所有者の小規模埋立事業(小規模一時堆積事業)区域内土地使用同意書 10 小規模一時堆積事業区域内の土地に申請者と異なる小規模埋立事業の施工の妨げとなる権利を有する者がある場合は、当該権利者の小規模埋立事業区域内施工同意書 11 小規模埋立事業周辺関係者説明状況報告書(様式第15号) 12 条例第3条第2項の規定により説明をした際に周辺関係者と覚書、協定書等の締結を行った場合は、その写し 13 小規模埋立事業事前協議結果報告書(様式第16号) 14 第8条第2項の規定により協議をした際に協議担当課と覚書、協定書等の締結を行った場合は、その写し 15 現場事務所に代えて管理事務所を設置する場合は、現場事務所を設置しないことの理由書(様式第17号) 16 小規模埋立事業に関する土砂等の運搬が千葉県土砂運搬適正化対策要綱に規定する届出の対象となる場合は、土砂運搬協定書の写し又は届出済みの当該届出書の写し 17 小規模一時堆積事業に係る小規模埋立事業場の平面図及び断面図(土砂等の堆積が最大となった場合の当該堆積の構造が確認できるものに限る。) 18 小規模一時堆積事業区域の平面図及び断面図(土砂等の堆積が最大となった場合の当該堆積の構造が確認できるものに限る。) 19 小規模一時堆積事業区域の表土と小規模一時堆積事業に使用される土砂等が遮断される構造である場合は、その構造図 20 小規模埋立事業(小規模一時堆積事業)に使用される土砂等の搬入及び搬出計画書(様式第19号) 21 その他()

様式第 2 2 号（裏）を次のように改める。

(裏)

添 付 書 類	<p>次に掲げる書類のうち添付した書類について、該当する番号を○で囲むこと。 (2及び3の書類については、申請日前6月以内にこれらの書類を提出し、その内容に変更がない場合は、省略することができる。)</p> <ol style="list-style-type: none">1 開発行為許可通知書の写し2 開発行為申請者と届出者とが異なる場合は、当該届出者に係る住民票の写し（当該届出者が法人の場合は、履歴事項全部証明書）3 届出者が未成年者である場合は、その法定代理人の住民票の写し4 小規模埋立事業場及び小規模埋立事業区域の位置図及び付近の見取図5 小規模埋立事業区域の平面図及び断面図（小規模埋立事業の施工の前後の構造が確認できるものに限る。）6 現場責任者（施工責任者）選任証書兼現場組織表（様式第13号）7 現場責任者又は施工責任者に係る主任技術者又は監理技術者の資格を有することの公的証明書の写し8 小規模埋立事業を行おうとする者と現場責任者又は施工責任者との雇用関係を証明する次のいずれかの書類<ol style="list-style-type: none">(1) 健康保険被保険者証の写し(2) 健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書の写し(3) 住民税特別徴収税額の通知書又は変更通知書の写し9 小規模埋立事業に使用される土砂等の予定量及び搬入計画書10 小規模埋立事業の施工の方法、工程及び施工に係る組織その他市長が指示する事項を記載した小規模埋立事業施工計画書11 開発行為申請者と届出者とが異なる場合は、当該開発行為申請者と当該届出者が当該小規模埋立事業に関して請負関係にあることを証する書面12 その他市長が必要と認める書類

様式第24号（裏）を次のように改める。

(裏)

添 付 書 類	<p>次に掲げる書類のうち変更に係る書類のみ提出すること。 添付した書類について、該当する番号を○で囲むこと。</p> <ol style="list-style-type: none">1 申請者に係る住民票の写し（申請者が法人の場合は、履歴事項全部証明書及び全役員に係る住民票の写し）2 申請者の法定代理人に係る住民票の写し3 小規模埋立事業場及び小規模埋立事業区域の位置図及び付近の見取図4 小規模埋立事業区域の平面図及び断面図（小規模埋立事業区域の施工の前後の構造が確認できるものに限る。）5 小規模埋立事業区域の土地の登記事項証明書（全部事項証明書）及び公図の写し6 現場責任者又は施行責任者（施工責任者）選任証書兼現場組織表（様式第13号）7 現場責任者又は施工責任者に係る主任技術者又は監理技術者の資格を有することの公的証明書の写し8 小規模埋立事業を行おうとする者と現場責任者又は施工責任者との雇用関係を証明する次のいずれかの書類<ol style="list-style-type: none">(1) 健康保険被保険者証の写し(2) 健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書の写し(3) 住民税特別徴収税額の通知書又は変更通知書の写し9 小規模埋立事業に使用される土砂等の予定量の計算書（ほぐし土量換算）10 安定計算を記載した計算書11 擁壁の断面図及び背面図12 擁壁の概要、構造計画、応力算定及び断面算定を記載した構造計算書13 小規模埋立事業の施工の方法、工程及び施工に係る組織その他市長が指示する事項を記載した小規模埋立事業施工計画書14 小規模埋立事業が別表第3に掲げる行為に該当することを証する書面15 小規模埋立事業（土砂等の埋立事業）区域内土地使用同意書（様式第6号）若しくは小規模埋立事業（小規模一時堆積事業）区域内土地使用同意書（様式第7号）又は公共的団体の発行する当該施工に関する承認書、同意書その他これに類する書類16 小規模埋立事業区域内施工同意書（様式第8号）17 小規模埋立事業周辺関係者説明状況報告書（様式第15号）18 条例第3条第2項の規定により説明をした際に周辺関係者と締結した覚書、協定書等の写し19 小規模埋立事業事前協議結果報告書（様式第16号）20 協議担当課と締結した覚書、協定書等の写し21 現場事務所を設置しないこと理由書（様式第17号）22 小規模埋立事業区域が文化財保護法第93条第1項に規定する周知の埋蔵文化財包蔵地に該当するかを我孫子市教育委員会に確認したことに対する回答書の写し23 千葉県土砂運搬適正化対策要綱（昭和46年9月3日千葉県決定）に基づく土砂運搬協定書の写し又は届出済みの当該届出書の写し24 小規模一時堆積事業に係る小規模埋立事業場の平面図及び断面図（土砂等の堆積が最大となった場合の当該堆積の構造が確認できるものに限る。）25 小規模一時堆積事業区域の平面図及び断面図（土砂等の堆積が最大となった場合の当該堆積の構造が確認できるものに限る。）26 小規模一時堆積事業区域の表土と小規模一時堆積事業に使用される土砂等が遮断される構造である場合の構造図27 その他（)
------------------	--

様式第 4 1 号中

- 「 5 現場責任者又は施工責任者であることを証する書面
6 その他市長が必要と認める書類（譲受け契約書の写し等）」を
「 5 現場責任者（施工責任者）選任証書兼現場組織表（様式第 1 3 号）
6 現場責任者又は施工責任者に係る主任技術者又は監理技術者の資格を有することの公的証明書の写し
7 譲受者と現場責任者又は施工責任者との雇用関係を証明する次のいずれかの書類
（ 1 ） 健康保険被保険者証の写し
（ 2 ） 健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書の写し
（ 3 ） 住民税特別徴収税額の通知書又は変更通知書の写し
8 その他市長が必要と認める書類（譲受け契約書の写し等）」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。